

令和4年度 第13回清須市教育委員会定例会 会議録	
開催年月日	令和5年3月9日(木) 午前9時30分開会
開催場所	清須市役所南館3階第3会議室
出席委員	教 育 長 天 埜 幸 治 委員(教育長職務代理者) 後 藤 小百合 委 員 高 山 智 司 委 員 太 田 光 則
欠席委員	委 員 上 田 恭 子
本定例会に説明のため出席した者の職・氏名	教 育 部 長 加 藤 秀 樹 教 育 部 参 事 山 本 由 佳 学 校 教 育 課 長 吉 野 厚 之 生 涯 学 習 課 長 浅 野 英 樹 ス ポ ー ツ 課 長 高 山 敬 学校給食センター管理事務所長 吉 田 剛 学 校 教 育 課 主 幹 犬 飼 実 幸 学 校 教 育 課 課 長 補 佐 大 沼 賀 敬
議事日程	日程第1 会議録署名委員の指名について 日程第2 第12回定例会会議録の承認について 日程第3 議案第13号 清須市適応指導教室要綱の一部を改正する告示案 日程第4 議案第14号 清須市家庭教育推進連絡協議会要綱の一部を改正する告示案 日程第5 議案第15号 清須市立小中学校医療的ケア実施要綱の一部を改正する告示案 日程第6 議案第16号 清須市語学指導等を行う外国青年招致事業(JETプログラム)規則を廃止する規則案 日程第7 議案第17号 清須市立小中学校学校評議員要綱を廃止する告示案 日程第8 議案第18号 令和5年度清須市教育委員会基本方針案 日程第9 議案第19号 県費負担教職員の人事の内示について
会議録署名委員の氏名	教育長は、会議録署名委員に次の2人を指名した。 後 藤 小百合 委 員 太 田 光 則 委 員

議事の経過

○ 開会

天埜教育長

おはようございます。
只今の出席委員数は4名です。過半数の出席がありますので、只今から令和4年度 第13回清須市教育委員会定例会を開催いたします。
本日の議事日程は、お手元に配付しましたとおりでございます。
ここで、あらかじめ申し上げます。委員並びに事務局職員の発言は、挙手により教育長を通してお願いいたします。

日程第1 会議録署名委員の指名について

天竺教育長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員には、後藤委員と太田委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第2 第12回定例会会議録の承認について

天竺教育長 日程第2、第12回定例会会議録の承認についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。
(学校教育課長 挙手)
学校教育課長。

学校教育課長 はい。学校教育課長の吉野でございます。
それでは、お手元の令和4年度第12回清須市教育委員会定例会会議録の案をご覧ください。
開催日時は、令和5年3月3日、金曜日、午後3時開会でございます。出席委員につきましては、天竺教育長ほか4名の方全員の出席でございます。説明のため出席した者は、教育部長ほか、6名の教育部職員でございます。
日程第1、会議録署名委員の指名後、日程第2、会議録の承認をいただきました。日程第3、議案第11号 県費負担教職員等の人事の内申について、日程第4、議案第12号 県費負担教職員等の任免等の進退については非公開とされましたので、公開分と非公開分の2種類を会議録としてまとめました。ご確認をお願いいたします。

天竺教育長 これより質疑を行います。質疑はありますか。
(委員より、「なし。」の声あり)
質疑なしと認めます。
これより、採決を行います。第12回定例会会議録については、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。
[全員挙手]
挙手全員です。従って、第12回定例会会議録については、原案のとおり承認されました。
この定例会閉会后、高山委員におかれましては、会議録にご署名をお願いいたします。
本日、上田委員がご欠席のため、後藤委員にご署名をお願いします。

日程第3 議案第13号 清須市適応指導教室要綱の一部を改正する告示案

天竺教育長 日程第3、議案第13号 「清須市適応指導教室要綱の一部を改正する告示案」についてを議題とします。事務局より議案の説明をお願いいたします。
(学校教育課長 挙手)
学校教育課長。

学校教育課長 はい。学校教育課長の吉野でございます。
議案第13号 清須市適応指導教室要綱の一部を改正する告示案。上記の議案を提出する。令和5年3月9日提出。
清須市教育委員会教育長 天竺幸治。

提案理由です。この案を提出するのは、不登校児童生徒への支援について、文部科学省通知の理念を反映させるため、現行の要綱の文言及び様式を整理するため必要があるからです。

1 ページおめくりください。要綱案となります。2月に開催されました総合教育会議においても、不登校児童生徒への支援の在り方については、協議がなされたところですが、従来は、学校復帰のみを目的とした教室として運用がなされていたことや、名称そのものが、学校生活に適応できていない児童生徒を指導する場所といった印象を与えておりました。事務局としても、学校復帰のみを目的とするのではなく、児童生徒本人が、将来の自身の進路について考え、社会的な自立を促していけるような支援体制を整備していくため、今回、改正を行うものとなります。令和5年4月1日から施行を予定しております。また、改正に向けて、教室の指導員や事務局職員及びスクールソーシャルワーカーの打ち合わせを行うとともに、学生ボランティアの活用など、事前に取り組めることに着手し、教室の雰囲気が良い方向に向かいつつある状況であることを併せて報告します。ご審議をお願いいたします。以上です。

天竺教育長

これより質疑を行います。質疑はありますか。
(委員より、「なし。」の声あり)

これより討論を行います。討論はありますか。
(委員より、「なし。」の声あり)

これより、採決を行います。議案第13号、「清須市適応指導教室要綱の一部を改正する告示案」については、原案のとおり決定することに、賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、議案第13号「清須市適応指導教室要綱の一部を改正する告示案」については、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第14号 清須市家庭教育推進連絡協議会要綱の一部を改正する告示案

天竺教育長

日程第4、議案第14号、「清須市家庭教育推進連絡協議会要綱の一部を改正する告示案」についてを議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。
(学校教育課長 挙手)

生涯学習課長。

生涯学習課長

生涯学習課浅野でございます。
議案第14号 清須市家庭教育推進連絡協議会要綱の一部を改正する告示案。上記の議案を提出する。令和5年3月9日提出。

清須市教育委員会教育長 天竺幸治。

提案理由です。この案を提出するのは、清須市家庭教育推進連絡協議会の機能強化を図るため、協議事項に係る規定を整備する必要があるからです。

1枚おめくりいただきまして、告示案になります。施行期日につきまして

は、令和5年6月1日からの施行になります。裏面に進んでいただきまして、清須市学校・家庭・地域連携推進協議会設置要綱については廃止するものとしていたします。次のページは新旧対照表となっております、第3条のところが協議事項となっております。

内容につきましては以上でございます。ご審議の方をお願いします。

天竺教育長

これより質疑を行います。質疑はありませんか。
(教育長 挙手)

天竺教育長

これで質疑を終わります。
これより、討論を行います。討論はありませんか。
(委員より、「なし。」の声あり)

討論なしと認めます。

これより、採決をいたします。議案第14号 清須市家庭教育推進連絡協議会要綱の一部を改正する告示案については、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、議案第14号 清須市家庭教育推進連絡協議会要綱の一部を改正する告示案については、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第15号 清須市立小中学校医療的ケア実施要綱の一部を改正する告示案

天竺教育長

日程第5、議案第15号、清須市立小中学校医療的ケア実施要綱の一部を改正する告示案についてを議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

(学校教育課長 挙手)

学校教育課長。

学校教育課長

はい、学校教育課長の吉野です。

議案第15号 清須市立小中学校医療的ケア実施要綱の一部を改正する告示案。上記の議案を提出する。令和5年3月9日提出。清須市教育委員会教育長 天竺幸治。

提案理由です。この案を提出するのは、清須市教育委員会が所管する西枇杷島第1幼稚園においても、医療的ケアを必要とする園児に対して支援を行うことができるよう現行の要綱を改正し、文言及び様式等を整理するため必要があるからです。

過去には、小学校において、医療的ケア児を受け入れており、必要となる事項を定めておりました。現在、幼稚園においても、保護者の支援・協力のもと、医療的ケアを必要とする園児を受け入れております。

新年度に向けて、看護師を配置する目処がたったことから、要綱の改正を行うもので、令和5年4月1日からの施行を予定しています。

ご審議をお願いします。以上です。

天竺教育長

これより質疑を行います。質疑はありませんか。
(太田委員 挙手)

	太田委員。
太田委員	今までの医療的ケアの対象といたしまして、小中学校のみだったものを幼稚園までにするために要綱を改正するという理解でよろしいでしょうか。
学校教育課長	そのとおりでございます。
天竺教育長	他に、質疑はありませんか。 (高山委員 挙手) 高山委員。
高山委員	新しい方の医療的ケアの実施要綱で、趣旨のところの真ん中あたりに、新たに助産師の明記がございます。その下の定義の第3条で、学校等において医療的ケアを受けることができる者（以下、対象者という。）は、学校等に在籍している児童等とすると明記がありますが、この最初に言った助産師さんの役割というのは、具体的にそれに対してどのような医療行為と申しますか、対処をするものなのか、教えていただきたいです。
学校教育課長 補佐	こちらの記述につきましては、医療的ケア等実施するに当たって、有資格者である方をどうしても受け入れていかなければならないというところで、看護師だけという表記ではなくて、さまざまな資格者の中から、主治医の先生と協調しながら対応できる技術を持った方を受け入れたいというところから、医療行為を行うことができる方の職種を羅列する形で記述をさせていただいたところであります。現実では助産師の方が学校の中に入って医療的行為を行うことがあるのかどうかというところは正直未確定な部分ではありますが、様々な対象を広げておく方が必要に応じて対応することができるのではないかとこの考えに基づいての記述となっております。
天竺教育長	ありがとうございます。ほかに、質疑はありませんか。 (委員より、「なし。」の声あり) これで質疑を終わります。 これより、討論を行います。討論はありませんか。 (委員より、「なし。」の声あり) 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。 これより、採決をします。議案第15号「清須市立小中学校医療的ケア実施要綱の一部を改正する告示案」については、原案のとおり決定することに、賛成の委員の挙手を求めます。 [全員挙手] 挙手全員です。 従って、議案第15号「清須市立小中学校医療的ケア実施要綱の一部を改正する告示案」については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第16号 清須市語学指導等を行う外国青年招致事業（JETプログラム）規則を廃止する規則案

天竺教育長	日程第6、議案第16号、清須市語学指導等を行う外国青年招致事業（JETプログラム）規則案についてを議題といたします。
-------	--

事務局より議案の説明をお願いいたします。
(生涯学習課長 挙手)

生涯学習課長。

生涯学習課長

はい、生涯学習課長の浅野です。

議案第16号 清須市語学指導等を行う外国青年招致事業（JET プログラム）規則を廃止する規則案。上記の議案を提出する。令和5年3月9日提出。清須市教育委員会教育長、天竺幸治。

提案理由です。この案を提出するのは、清須市語学指導等を行う外国青年招致事業（JET プログラム）は初期の目的を達成したため事業を廃止するためです。

1枚おめくりいただきまして、規則を廃止する規則案となっております。よろしくをお願いいたします。

天竺教育長

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(委員より、「なし。」の声あり。)

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(委員より、「なし。」の声あり)

討論なしと認めます。

これより、採決をいたします。議案第16号、「清須市語学指導等を行う外国青年招致事業（JET プログラム）規則を廃止する規則案」については、原案のとおり決定することに、賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、議案第16号、「清須市語学指導等を行う外国青年招致事業（JET プログラム）規則を廃止する規則案」については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第17号 清須市立小中学校学校評議員要綱を廃止する告示案

天竺教育長

日程第7、議案第17号 「清須市立小中学校学校評議員要綱を廃止する告示案」についてを議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

(学校教育課長 挙手)

学校教育課長。

学校教育課長

議案第17号 清須市立小中学校学校評議員要綱を廃止する告示案。

上記の議案を提出する。令和5年3月9日提出。清須市教育委員会教育長天竺幸治。

提案理由です。この案を提出するのは、清須市学校運営協議会規則の制定を受け、清須市立小中学校学校評議員要綱を廃止する必要があるからです。1ページおめくりください。廃止する告示案となります。2月に開催された総合教育会議において、協議された学校運営協議会制度について、同月の教育委員会定例会で、学校運営協議会に係る規則が可決されました。学校評議員制度から発展させるかたちで、運営協議会を設置していくものとなることから、要綱を廃止するものです。ご審議をお願いいたします。以上です。

天埜教育長

これより、質疑を行います。質疑は、ありませんか。

(委員より、「なし。」の声あり)

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論は、ありませんか。

(委員より、「なし。」の声あり)

討論なしと認めます。

これより、採決をいたします。議案第17号、「清須市立小中学校学校評議員要綱を廃止する規則案」については、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、議案第17号、「清須市立小中学校学校評議員要綱を廃止する告示案」については、原案の通り可決されました。

日程第8 議案第18号 令和5年度清須市教育委員会基本方針案

天埜教育長

日程第8、議案第18号、令和5年度清須市教育委員会基本方針案についてを議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

(学校教育課長 挙手)

学校教育課長。

学校教育課長

はい、学校教育課長の吉野です。

議案第18号 令和5年度清須市教育委員会基本方針案について

上記の議案を提出する。

令和5年3月9日提出 清須市教育委員会教育長 天埜幸治

提案理由 この案を提出するのは、令和5年度清須市教育委員会基本方針及び方策を定めるうえで必要があるからです。

1ページおめくりください。

令和5年度 清須市教育委員会基本方針(案)です。

「第2次清須市教育大綱」の趣旨とともに、委員の皆さまからのご意見を反映し、令和5年度の方針案を作成いたしました。

事前に委員の皆さまとの協議を行う中で、不登校児童生徒への支援や学校運営協議会と地域学校協働本部との連携による「地域とともにある学校づくり」、「信頼される学校づくり」を進めること。

また、社会のルールを守ることや他人を思いやる心の育成など、規範意識の醸成を促していくこと。

児童生徒が、自分たちの住む清須市に誇りと愛着を持てるようになることや、コロナ禍により、子ども達がスポーツに親しむ機会を盛り込むこと等のご意見をいただきました。

それでは、令和5年度基本方針案について、従前より、改めた主な箇所について、ご説明いたします。

学校教育においては、1ページ中段の指導の重点 3 礼節を重んじ、自らを律し、の後に「思いやりの心を持ち」を加筆いたしました。2ページ下段「豊かな人間性を持ち、生き生きと生活する」子どもを育成する。(1)の内容を、「学校教育活動の中で、児童生徒の成長の度合いに応じた規範意

識の醸成に努める。」という内容に改めました。3ページ中段の不登校児童生徒への支援については、教育支援教室へ移行する意味を記述するように改めました。4ページ幼稚園教育においては、重点目標の2の記述を、「規範意識の芽生えを促すよう努める」と改めました。

生涯学習においては、6ページ 4 文化・芸術活動の振興（3）の記述を、「先人達の情熱や思いを次世代へつないでいけるよう、歴史・文化の保全・継承を支援する」と改めました。

生涯スポーツにおいては、7ページ 重点目標1 生涯スポーツの普及・振興（4）の記述を「スポーツに親しめるよう、各種スポーツイベントの開催、啓発に努める」に改めました。

令和5年度の基本方針案の主な、改正点となります。

ご審議をお願いします。以上です。

天竺教育長

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（委員より、「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（委員より、「なし。」の声あり）

討論なしと認めます。

これより、採決をいたします。議案第18号、令和5年度清須市教育委員会基本方針案については、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、議案第18号、「令和5年度清須市教育委員会基本方針案」については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第19号 県費負担教職員等の人事の内示について

天竺教育長

日程第9、議案第19号、県費負担教職員等の人事の内示についてを議題といたします。

議題とする前に、お諮りいたします。本件については、人事に関する議案であり、公正かつ円滑な人事を確保するため、非公開の取り扱いとすることに、ご異議ありませんか。

（委員より、「なし。」の声あり）

全員、ご異議なしと認め、非公開とします。

（※ 会議録は別途作成）

○ 閉会

天竺教育長

以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

これで、令和4年度 第13回清須市教育委員会定例会を閉会といたします。

閉会 午前10時20分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

教育長 天 埜 幸 治

署名委員 高 山 智 司

署名委員 後 藤 小百合